

特定非営利活動法人自立の店ひまわりパン工房・カフェ 就労継続支援B型 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自立の店ひまわりパン工房・カフェが開設する就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、通常の事業の実施地域を熊本市とし、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する熊本市や障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図るものとする。
- 3 前二項のほか、法に定める内容のほか関係法令などを遵守し、就労継続支援B型を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 自立の店ひまわりパン工房・カフェ
- (2) 所在地 熊本市中央区国府一丁目13番8号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

 - (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で適切な支援内容を検討すること。
 - (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する就労継続支援B型以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、就労継続支援B型の目標及びその達成時期、就労継続支援B型を提供する上で留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成すること。
 - (ウ) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を利用者に交付すること。

- (エ) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

- (3) 職業指導員 1名以上（非常勤指導員 1名以上）
当事業所の主たる事業であるパン・お菓子の製造販売、店舗や販売先での接客、農園作業などの生産活動における指導及び支援。
- (4) 生活指導員 1名以上（常勤指導員 1名以上）
日常生活、社会生活を営む上で必要な生活訓練や社会適応訓練など社会との交流を図り、自立した生活が営めるための指導及び支援。

(開設日及び開設時間)

第5条 事業所の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 開設日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。
- (2) 開設時間 午前8時30分から午後5時まで（サービス提供時間午前9時から午後3時30分）。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20人とする。

(就労継続支援B型を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
(2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
(3) 精神障害者(18歳未満の者を除く)

(就労継続支援B型の内容)

第8条 事業者で行う就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
(2) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
(3) 身体などの介護
(4) 就労の機会の提供及び生産活動（パンの製造・販売、カフェの接客、農園作業など）
(5) 実習先企業などの紹介
(6) 求職活動支援
(7) 職場定着支援
(8) 健康管理
(9) 生活相談
(10) 前各号に掲げる便宜に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

(利用者等から受領する費用の額)

第 9 条 就労継続支援 B 型を提供した際には、利用者から当該就労継続支援 B 型に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

3 前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を利用者に交付するものとする。

(工賃の支払い)

第 10 条 事業所は、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合においては、1 月当たりの工賃の平均額は、3 千円を下回らないものとする。

(日課の励行)

第 11 条 利用者は管理者、サービス管理責任者、指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(衛生保持)

第 12 条 利用者は清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力しなければならない。

(事業所内禁止事項)

第 13 条 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。

(1) 嘘嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外で火気を用いること。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(4) その他この規程で定められていること。

(重要事項の連絡)

第 14 条 利用者及び保護者の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届けなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 15 条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深めるものとする。

(3) 通院、調査等で欠席が事前に分かっている場合は、届け出ること。

(4) 服薬、処置などの必要がある場合は、必ず届け出ること。

(損害賠償)

第 16 条 利用者又は家族が故意又は過失によって事業所（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状を回復する責を負わなければならない。

2 損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免することができる。

(緊急時等における対応方法)

第 17 条 従事者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに管理者に報告をしなければならない。主治医への連絡が困難な場合は医療機関などへの緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などのため、次の措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第 20 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第 21 条 事業所は、業務上知り得た利用者等及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者等又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 従事者は業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従事者の業務体制を整備するとともに、従事者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 繼続研修 年 2 回以上

2 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

(委任)

第 23 条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、特定非営利法人自立の店ひまわりパン工房・カフェと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 1 日改定

平成 28 年 12 月 1 日改定